

「佐賀県さがすたいる教材」作成業務仕様書

1 委託業務名

「佐賀県さがすたいる教材」作成業務

2 目的

佐賀県では、ユニバーサルデザイン（※1）の考え方にに基づき、お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など（日常生活の場において困りごとを抱えがちな人、以下「当事者」という。）、みんながしぜんに支え合い、心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる（※2）」を広めている。

より多くの子どもたちの「さがすたいる」に対する理解を進め、自発的な支え合いの行動が増えていくことで、みんなが暮らしやすいまちの実現を目指すため「佐賀県さがすたいる教材」を作成する。

（※1）ユニバーサルデザインの理念

年齢や性別、国籍、障がいの有無などを問わず、すべての人が自由に快適に利用でき、行動できるような思いやりあふれる配慮を、まちづくりやものづくりなどのあらゆる場面で、ハード・ソフトの両面から行っていこうとする考え方。

（※2）「さがすたいる」について（公式 HP）

お互いを知る、認め合う、寄り添う、準備する、見守る、声をかけあう、手伝うといったしぜんの「やさしさ」（7すたいる）が当たり前になることで、みんなが自分らしく輝ける未来を目指します。

（公式 HP） <https://saga-style.jp/about/>

（Youtube） <https://youtu.be/6CtbHBqP7Z4>

3 履行期間

契約締結日の翌日から 令和8年3月31日まで

4 履行場所

佐賀県県民環境部県民協働課 他

5 委託業務内容

（1）委託業務の目的

本委託業務は、本県が推進する「さがすたいる」の考え方や多様な人々に対する理解、自発的な支え合いの行動を小学生が授業でわかりやすく学習するための教材を作

成するとともに、授業を行う教員が展開しやすい手引書を作成すること、また、「さがすたいる」の普及や行動を啓発することを目的としたノベルティを作成するものである。

(2) 提案者に求める要件

提案者の要件として、「さがすたいる」の理念やその重要性を十分に理解した上で、より良い教材作りに取り組む積極性を求める。また、(8)に記載する委員会について、提案者も参加し積極的な意見やアドバイスができることを求める。本県においても、業務の円滑な実施のため県が保有する知見や情報、素材を受託者に提供する予定である。

(3) 前提条件

① 目指すべき教材

- 「さがすたいる」や「ユニバーサルデザイン」に対する正しい理解を促し、みんなが安心して暮らせるまちにするために自分たちにできることや「7すたいる」について考えられるような内容とする。
- 児童の探求心に応じた自発的な学習や意欲を促し、グループワークや家庭学習など様々な学び方をサポートするとともに、友達や家族と一緒に「さがすたいる」について考えられるようなコンテンツを入れる。
- 教師にとって授業を実施しやすいものとするため、授業の進め方や目的等がわかりやすい構成とする。
- イラストやデザインについて、学習への意欲や理解をより促すものとするとともに、ユニバーサルデザインに配慮した作りとする。

② 遵守すべき点

- 様々な当事者を取り上げるにあたって、自らと異なる感覚や症状を持つ人が多くいることまたそれが当たり前であることを学ぶという視点に立った作りとする。
- 多様な人々が活躍・共生できる社会の構築に向けては、社会全体に合理的配慮やサポート、環境整備が必要であるという視点に立った作りとする。
- 教材及びノベルティの作成については、様々な当事者に配慮したデザインとする。

(4) 調達範囲

本事業における調達範囲を表1に示す。

表1.本事業における調達範囲

区分	実施項目
1 冊子版教材の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○企画ディレクション ○編集・校正 ○原稿作成 ○イラスト作成 ○デザイン編集 ○その他冊子版教材作成に係る役務一式
2 電子版教材の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○冊子版教材の PDF データ作成 ○その他電子版教材作成に係る役務一式
3 教員向けの手引書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○企画ディレクション ○編集・校正 ○原稿作成 ○その他教員向けの手引書の作成に係る役務一式
4 動画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○企画ディレクション ○撮影 ○編集 ○動画作成に係る役務一式
5 ノベルティの作成	<ul style="list-style-type: none"> ○企画ディレクション ○デザイン作成・編集 ○ノベルティ作成 ○その他ノベルティの作成に係る役務一式
6 その他、必要とされる業務	

(留意事項)

○調達する物品やサービスについては、利用者が問題なく利用できるよう、必要になるライセンスやその他使用許諾は受託者が取得するものとする。なお、本県が受託者に提供する情報、素材についてはこの限りでない。

(5) 学習教材として取り上げる要素

学習教材として取り上げる要素として表2に示す。提案は基本的には表2の内容に基づくものとするが、学習の意欲や理解を促すための工夫や、教員が利用しやすいようなコンテンツなどについては、提案者の自由な提案を求める。

内容については協議しながら決定するものとする。

表2.学習教材として取り上げる要素

区分		内容（イメージ）
1	導入	<ul style="list-style-type: none"> ○「さがすたいる」とは ○学習の目標
2	一人ひとりの個性や違いについて考える	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の個性ややさしい行動について考える内容 ○身の回りに暮らす様々な人々、当事者について考える内容 ○当事者にはどのようなやさしさがあれば助かるのか考えることを促す内容
3	一人ひとりの個性や違いが当たり前であること、みんなが暮らしやすいまちがどういうまちかを理解する	<ul style="list-style-type: none"> ○みんな違うことがあたりまえであるという理解を促す内容 ○上記を理解した上で、みんなが暮らしやすいまちがどういうまちかを考える内容 ○「やさしさ」が重要であることを理解する内容
4	ハードとハートのさがすたいるについて考える	<ul style="list-style-type: none"> ○ハードとハードという言葉について説明 ○それぞれどういうものなのか説明
5	街中のハードとハートのさがすたいるを探し、考え、理解する	<ul style="list-style-type: none"> ○街中の様々なやさしさを表したマップ（やさしさマップ（仮名））を作成する ○やさしさマップ（仮名）からハードとハートのやさしさを探すコンテンツ ○そのやさしさはどのような人が利用しやすいか考え理解を促す内容 ○利用者のためにどういうことに気を付ける必要があるかの説明 例) 点字ブロック/パーキングパーミット/エレベーター/自動ドア/ノンステップバス/スロープ/声かけ/おもてなしの心/見守るやさしさ/など
6	身近にあるハードのさがすたいるを探す	<ul style="list-style-type: none"> ○身近にあるハードのやさしさに気づくコンテンツ ○周りの人と一緒に考えることができるコンテンツ 例) 校舎内を探検する/通学路で探してみる/家族と話し合ってみるなど
7	身近にあるハートのさがすたいるを探す（当事者と交流する）	<ul style="list-style-type: none"> ○身近にあるハートのやさしさに気づくコンテンツ ○周りの人と一緒に考えることができるコンテンツ ○当事者の人から話を聞いて考えることができるコンテンツ

		例) 校舎内を探検する/通学路で探してみる/家族と話し合ってみる/さがすたいる出前講座の活用など
8	市町のさがすたいるについて知り、考える	○佐賀県内の市町の事例で顕著なものを取り上げる ○公共施設にある設備やサポートなどの紹介 ○自分の市町についても考えられるコンテンツ 例) 公民館/図書館/駅/SAGA アリーナなど
9	お店や施設のさがすたいる(準備するやさしさ)について知る、考える	○お店や施設などで見られる設備、サポートについて考えることができるコンテンツ ○準備するやさしさを理解する内容 例) 買い物のサポート/荷物を持ってあげる/高いところにある商品をとってあげる/メニューの読み上げなど
10	探すことが難しいさがすたいるについて知る、考える	○障がい者に関係するマークや配慮関係の表示、道具などについて知るができる内容 例) 障害者マーク/障害者標識/ヘルプマーク/オストメイトトイレマーク/フードピクトなど
11	学習を振り返る	○これまでの学習を振り返ることができるコンテンツ 例) マップを見て助かるサポートや困っている人をどう助けるか、声のかけ方を考えるなど
12	いろいろな人について7すたいるで振り返る	○様々な当事者について、7すたいるの大切さと自分にてできることを考えることができる内容
13	メッセージ	○いろいろな人からのメッセージを入れ込み、家庭でも子どもたちが学んだことやさがすたいるについて共有できる内容
14	自分にできることを考え、行動にうつす	○さがすたいるを広めるために子どもたち自身にてできることを考えさせるコンテンツ ○考えたことを行動にうつせるような工夫 ○子どもが考えたことを家族の方にも知ってもらいさがすたいるについて考えてもらえるような内容
15	交流イベント、参考リンク集など	○様々な当事者が交流できるスポーツなどの紹介 ○さがすたいるなイベントの紹介 ○当事者の話を聞く、生活を知る、交流するといったときに利用できる事業や関係者団体・施設等の紹介、リンク等 ○さがすたいるについて紹介しているサイトやYoutubeのリンク等

(留意事項)

○リンクについては、冊子版教材の場合は QR コード等で読み込めるもの、電子版教材の場合は URL 等で直接ブラウザにジャンプし利用できるものとする。

(6) 実施要件

1. 冊子版教材の作成

① 作成方針

- 内容は(5)学習教材として取り上げる要素に基づくものとし、協議しながら決定するものとする。
- 子どもが学習において、意欲的に取り組み、考えることを促すコンテンツやイラスト、写真、デザインを取り入れること。
- フィールドワークや家庭学習等で利用することを想定し、学習内容の振り返りや周りの人に聞いたこと、調べたことなどを書き込めるスペースを設けるなど、冊子として使いやすい構成・デザインとする。

② デザイン

- イラストや写真について、学習への意欲や理解をより促すものとするとともに、視覚障がいや運動障がいなどの身体に障がいのある児童や、色覚多様性や感覚過敏といった特性を持つ児童も情報にアクセスできるようなユニバーサルデザインに配慮した作りとする。

③ 言語対応

- 日本語で作成し、必要に応じて漢字にふりがなをふる。

④ 利用者

- 主に佐賀県内の小学校4年生のうち、利用申し込みのあった学校へ配布し、授業において利用する。

⑤ 規格・仕様等

- 冊子版教材の規格・仕様等について表3に示す。内容について適宜協議しながら決定するものとする。

表3.冊子版教材の規格・仕様等

項目	規格・仕様等
印刷物名	「みんなのさがすたいる(仮)」
部数	3,000部
サイズ	A4
形式	両面印刷
色	フルカラー
紙質・厚さ	提案すること
ページ数	32ページ程度(表紙、裏表紙、見開きを含む)

(うち写真、イラストページ)	32 ページ程度
(うち文字打ちページ)	32 ページ程度
写真	必要に応じた数
イラスト	必要に応じた数
綴り方	縦左綴り
とじ方	針金とじ (2 か所)
ページ打ち	有
校正	5 回程度

2. 電子版教材の作成

① 作成方針

- 冊子版教材を PDF 化し、ブラウザでも、ダウンロードして Adobe Acrobat Reader で開く場合でも利用できるものとする。
- 教員がモニターや電子黒板で投影したり、子どもが 1 人 1 台タブレット端末等からアクセスし家庭学習でも利用できたり、多様な端末からアクセスが可能である教材とすること。

② デザイン

- 視覚障がいや運動障がいなどの身体に障がいのある児童や、色覚多様性や感覚過敏といった特性を持つ児童も情報にアクセスできるようなユニバーサルデザインに配慮した作りとする。

③ 言語対応

- 1 つ以上のウェブブラウザの機械翻訳機能にて、英語、韓国語、中国語 (簡体字)、中国語 (繁体字)、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語に対応すること。

④ 利用者

- 主に佐賀県内の小学校 4 年生のうち、利用申し込みのあった学校へ配布し、必要に応じて 1 人 1 台タブレット端末等でアクセスまたはダウンロードして利用する。
- 冊子版教材⑤をもとに授業を行う教員が、学習場面に応じてモニターや電子黒板等で投影して利用する。

⑤ アクセシビリティ要件

- アクセシビリティ対応 PDF として作成する。
- コンテンツの情報が正しく論理構造化されていること。
- 動画や画像などに対してテキストによる代替情報を付与すること。
- ブラウザで開いた場合もダウンロードして Adobe Acrobat Reader で開いた場合も、テキストの読み上げが可能な形式を別で作成すること。

○上記の形式での文書の読み上げ順序が適切であること。

3. 教員向け手引書の作成

① 作成方針

○内容は（５）学習教材として取り上げる要素に基づくものとし、協議しながら決定するものとする。

○教員が授業内容を組み立てる際の参考とするモデル授業を示すものとして、作成する。

○授業の中で、単元ごとの目標や振り返りなど、授業構築しやすいものとする。

○動画を利用したり当事者と交流したり、様々な授業形態で取り組めるような内容とする。

○本県が中心となって冊子版教材を活用した数パターンのモデル授業の監修を行うため、受託者はその内容を冊子版資料として取りまとめること。

○印刷して利活用できるよう PDF データも納品すること。なお、ブラウザでも Adobe Acrobat Reader でも利用できるものとする。

② 規格・仕様等

○教員向け手引書の規格・仕様等について表４に示す。内容については適宜協議しながら決定するものとする。

表 4.教員向け手引書の規格・仕様等

項目	規格・仕様等
印刷物名	「みんなのさがすたいる（仮）」指導案
部数	500 部
サイズ	A4
形式	両面印刷
色	モノカラー（赤刷り）
紙質・厚さ	提案すること
ページ数	36 ページ程度（表紙、裏表紙含む）
（うち写真、イラストページ）	36 ページ程度
（うち文字打ちページ）	36 ページ程度
写真	必要に応じた数
イラスト	必要に応じた数
綴り方	縦左綴り
とじ方	針金とじ（2 か所）
ページ打ち	有
校正	5 回程度

4. 動画の作成

① 作成方針

- 子どもたちが冊子版教材・電子版教材を活用するうえで、当事者の生活や助かるサポートなどについて知るためのコンテンツとして作成する。
- インタビュー形式であったり日常生活の様子であったり、当事者の生の声を届けられる内容とする。
- 冊子版教材にはQRコード、電子版教材にはURLリンクを挿入し活用できるようにすること。なお、動画は必要に応じて編集できるようにすること。

② デザイン

- 視覚障がいや運動障がいなどの身体に障がいのある児童や、色覚多様性や感覚過敏といった特性を持つ児童も情報にアクセスできるようなユニバーサルデザインに配慮した作りとする。

③ 情報保障

- 動画には字幕を併記すること。

④ 規格・仕様等

- 動画の規格・仕様等については表5に示す。内容については適宜提案し協議しながら決定するものとする。

表5.動画の規格・仕様等

項目	規格・仕様等
作成本数	5～10本程度（様々な当事者を取り上げること） 例）車いす利用者、視覚障がい者、聴覚障がい者、お年寄り、妊婦、子育て中の夫婦、外国人など
動画の長さ	それぞれ7～10分程度
動画の内容	提案すること

5. ノベルティの作成

① 作成方針

- 子どもたちが、さがすたいるについて学んだことを思い出し、日常生活において行動するきっかけとなるようなものとして作成する。
- 当事者が困っているときに声をかけやすくなる目印として身に着けるものとして作成する。

② デザイン

- 身に着けることを促すようなデザインとする。
- ユニバーサルデザインに配慮した作りとする。

③ 規格・仕様等

- ノベルティの規格・仕様等については、表6に示す。内容については適宜提案

し協議しながら決定する。

表6.ノベルティの規格・仕様等

項目	規格・仕様等
ノベルティ名	提案すること
作成個数	3,000 個
品名	提案すること
サイズ	提案すること
材質	提案すること
品名	OPP 袋個包装
印刷	イラストデザインを含め提案すること

(留意事項)

- 成果品の作成前に、発注者に試作品（1 個）を提出し、本県より修正の指示があった場合は対応すること。
- 納品後、不良品、破損、数量の不足等があった場合は、受託者は速やかに商品を交換または補修するものとする。

(7) 改訂について

1. 冊子版教材

頻繁な更新は想定していない。改訂が必要となった場合は、本県と受託者にて協議したうえで対応を決定する。

2. 電子版教材

冊子版教材の改訂に準ずる。

3. 教員向け手引書

頻繁な更新は想定していない。改訂が必要となった場合は、本県と受託者にて協議したうえで対応を決定する。

(8) 「佐賀県さがすたいる教材作成委員会」への対応

本委託業務にて作成する冊子版教材等は学習材料として活用するものであり、掲載するコンテンツの監修のために、有識者、小学校教諭などから構成される「佐賀県さがすたいる教材作成委員会（以降、「委員会」）」を5回程度実施する予定である。受託者は、委員会に参加し、事業の進捗状況を定期的に共有するとともに、その中で述べられた意見等を適宜反映しながら制作を進めるものとする。また、本委託業務の実施において、受託者から委員会に助言又は意見を求めることも可能である。

また、試行授業及び模擬授業他必要な打合せ等に適宜参加するものとする。

(9) 想定スケジュール

令和7年5月	第1回佐賀県さがすたいる教材作成委員会
令和7年6月	第2回佐賀県さがすたいる教材作成委員会
令和7年8月	第3回佐賀県さがすたいる教材作成委員会
令和7年9月	試行授業
令和7年11月	第4回佐賀県さがすたいる教材作成委員会
令和8年1月	第5回佐賀県さがすたいる教材作成委員会
令和8年2月	実際の教材、手引書を利用した模擬授業
令和8年3月	佐賀県さがすたいる教材作成完了 ※適宜校正を行う

(10) 成果品

① 納品物

- 冊子版教材
- 電子版教材
- 教員向けの手引書
- 動画
- ノベルティ
- 本委託業務にて制作したイラスト、テンプレート等

② 納品方法

- 冊子版教材 紙媒体
- 電子版教材 電子媒体
- 教員向けの手引書 紙媒体及び電子媒体
- 動画 電子媒体
- ノベルティ ビニール個包装
- 本委託業務にて制作したイラスト、テンプレート等 電子媒体

③ 納品日時

佐賀県県民環境部県民協働課と協議して決定する

④ 納品場所

佐賀県県民環境部県民協働課が指定する場所

(11) 著作権等について

- ① 本事業において作成される成果物（イラスト、写真、図表等のデータを含む）の著作権については、全て佐賀県に帰属する。ただし、企画競争に応募された著作物についての著作権は除く。なお、本事業において作成された成果物への著

作者人格権は行使しないものとする。

- ② 本事業におり作成した成果物について、本県は受託者又は受託者以外の事業者
に委託し、修正や再編集を行うことができるものとする。
- ③ 受託者が成果物等について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利
を侵害するものではないことを保証し、万一第三者の権利を侵害していた場合に
生じる場合に生じる問題の一切の責任は受託者が負うものとする。

6 留意事項

- (1) 委託業務の実施については、県及び県が指定する有識者等と、受託者との協議を
行い、決定すること。
- (2) 委託業務の実施に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 本事業において、第三者（県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場
合には、著作権処理等を行うこと。
- (4) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、本県と協議
し、業務を進めるものとする。
- (5) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類を提出すること。